第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

⑵　技術提案資料　指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、標準案によるものとする。本工事を標準案と比較して経済的であり、かつ、標準案と同等以上の機能、性能等を有する工事材料及び機器で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出すること。なお、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思があるときは、技術提案資料においてその意思を表示すること。また、技術提案を提出せずに標準案に基づいて施工しようとする場合には、技術提案資料にその旨記載し提出すること。

⑶　技術提案の採否　技術提案の採否については、提案された工事材料及び機器の機能、性能等を総合的に評価して行うものとし、その審査結果は競争参加資格確認結果にあわせて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格確認を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格確認を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

4　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標　工事目的物の保証に関する事項の保証条件等、工事目的物の性能・機能に関する事項の保守体制及び機器等の維持管理性向上、工事目的物の品質管理に関する事項の品質管理体制及び品質管理・品質向上の創意工夫、社会的要請への対応の環境に配慮した機器の使用を評価項目とする。評価項目を達成するため、「無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間」・「派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する時間」・「機器等の維持管理性向上」・「品質管理体制」・「品質管理・品質向上の創意工夫」・「環境への配慮」を評価指標とする。

⑶　評価項目内容　技術提案の下記評価項目③及び⑤については、入札説明書に示す【提案における制限】を超える提案には、本小項目の全提案に対し点数を付与しない。

①　保証条件等「無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間」

㋐　無償修理保証期間　工事目的物にかしがあるときの無償修理保証期間（１年以上）を記述する。

㋑　保守部品の供給保証期間　保守部品の供給保証期間は、部品の製造中止告知後、製造中止してからの期間（５年以上）を記述する。

②　保守体制「派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する時間」　主要機器の故障やシステムの機能障害時、当社からの連絡を24時間受けられる体制を構築するものとし、当社から連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間を記述する。

㋐　保守拠点の住所　中日本高速道路株式会社名古屋支社　豊田保全・サービスセンター　愛知県豊田市渡刈町大屋敷57
中日本高速道路株式会社東京支社　浜松保全・サービスセンター　静岡県浜松市浜北区中瀬6008

③　機器等の維持管理性向上「機器等の維持管理性向上」　下記㋐～㋖の項目において、機器等の維持管理性向上に関する重要と思われる具体的提案を記述する。

㋐　予防保全
㋑　定期的交換が必要な機器の部品交換の簡便性
㋒　機器等の保守性向上
㋓　障害復旧の簡易化
㋔　機器の長寿命化
㋕　機器の点検周期の長期間化
㋖　保守用品等の追加納入
提案がない場合は、「無し」と記載。

④　品質管理体制「品質管理体制」　工場製作機器、現地施工に対する会社としての品質管理体制について、下記㋐～㋔について記述する。

㋐　組織体制
㋑　検査体制
㋒　アウトソース（製品品質）
㋓　品質管理巡回（現場品質）
㋔　トレーサビリティ

⑤　品質管理・品質向上の創意工夫「品質管理・品質向上の創意工夫」　当該工事における品質管理に関する、設計図書記載の工事管理に加え、より高い品質とするための創意工夫に関する具体的な提案を記述する。提案がない場合は、「無し」と記載。

⑥　環境に配慮した機器の使用「環境への配慮」　当該工事における、機器の性能、機能として、消費電力（ＫＶＡ）の削減量を記述する。なお、削減量は、発注仕様書における数値を標準値として、本工事の数量を乗じて削減量を算出する。

⑷　評価項目の評価指標

優　標準案に比べ、非常に優れているもの
良上　良に比べ、やや優れているもの
良　標準案に比べ、優れているもの
良下　良に比べ、やや劣るもの
可　標準案と同等であるもの

⑸　評価点の付与方法　評価点の付与方法は、③～⑤においては、評価基準（優／良／可又は優／良上／良／良下／可）に基づき判定した下記の項目別配点で評価し付与（判定方式）し、①、②及び⑥においては、提案値に基づき提案値に応じ按分した点数で付与（数値方式）する。

①　保証条件等「無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間」　評価指標により、（無償修理保証期間×１）＋（保守部品の供給保証期間×0.2）の提案値が最も高い者に最大の20点を付与し、標準値⑵を０点とし、提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。

②　保守体制「派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する時間」　評価指標により、提案値が最も少ない者に最大の10点を付与し、標準値（８時間）を０点とし、提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。

③　機器等の維持管理性向上「機器等の維持管理性向上」　項目別配点優20点、良上15点、良10点、良下５点、可０点

④　品質管理体制「品質管理体制」　項目別配点優30点、良上22.5点、良15点、良下7.5点、可０点

⑤　品質管理・品質向上の創意工夫「品質管理・品質向上の創意工夫」　項目別配点優10点、良５点、可０点

⑥　環境に配慮した機器の使用「環境への配慮」　評価指標により、最も削減量が多い者に最大の10点を付与し、標準値（発注仕様書における数値に本工事の数量を乗じて算出したもの）を０点とし、提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。

⑹　落札者の決定方法　総合評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点　（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点　各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点　100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）
ここに、Ｐ　入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ　契約制限価格
Ｘ　最低入札価格

⑺　⑹において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑻　総合評価提案の履行に関する事項

①　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意によるかし」として、その補修又は損害賠償を請求する。（保証条件等、保守体制）